

# 令和5年度第7回福岡地方最低賃金審議会 資料 目次

資料	1	令和5年度 地域別最低賃金改定状況（全国）	1
資料	2	令和5年度 最低賃金改正審議状況（福岡）	3
資料	3	福岡県の最低賃金改正の推移	5
資料	4	令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（業種別）	7
資料	5	令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（県別）	13
資料	6	令和5年度 最低賃金広報実施状況	15
資料	7	令和5年度特定最低賃金リーフレット「福岡県の最低賃金」	17
資料	8	最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況	19
資料	9	福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推定値）	25
資料	10	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて	27
資料	11	福岡地方最低賃金審議会運営規程	29
資料	12	令和5年度 福岡地方最低賃金審議会日程表（実績）	31



## 令和5年度 地域別最低賃金 改定状況（全国）

都道府県名	ランク	目安額	改定額【円】（※1）	引上げ額【円】	目安差額	発効年月日（※2）
北海道	B	40	960（920）	40		2023年10月1日
青森	C	39	898（853）	45	+6	2023年10月7日
岩手	C	39	893（854）	39		2023年10月4日
宮城	B	40	923（883）	40		2023年10月1日
秋田	C	39	897（853）	44	+5	2023年10月1日
山形	C	39	900（854）	46	+7	2023年10月14日
福島	B	40	900（858）	42	+2	2023年10月1日
茨城	B	40	953（911）	42	+2	2023年10月1日
栃木	B	40	954（913）	41	+1	2023年10月1日
群馬	B	40	935（895）	40		2023年10月5日
埼玉	A	41	1028（987）	41		2023年10月1日
千葉	A	41	1026（984）	42	+1	2023年10月1日
東京	A	41	1113（1072）	41		2023年10月1日
神奈川	A	41	1112（1071）	41		2023年10月1日
新潟	B	40	931（890）	41	+1	2023年10月1日
富山	B	40	948（908）	40		2023年10月1日
石川	B	40	933（891）	42	+2	2023年10月4日
福井	B	40	931（888）	43	+3	2023年10月1日
山梨	B	40	938（898）	40		2023年10月1日
長野	B	40	948（908）	40		2023年10月1日
岐阜	B	40	950（910）	40		2023年10月1日
静岡	B	40	984（944）	40		2023年10月1日
愛知	A	41	1027（986）	41		2023年10月1日
三重	B	40	973（933）	40		2023年10月1日
滋賀	B	40	967（927）	40		2023年10月1日
京都	B	40	1008（968）	40		2023年10月6日
大阪	A	41	1064（1023）	41		2023年10月1日
兵庫	B	40	1001（960）	41	+1	2023年10月1日
奈良	B	40	936（896）	40		2023年10月1日
和歌山	B	40	929（889）	40		2023年10月1日
鳥取	C	39	900（854）	46	+7	2023年10月5日
島根	B	40	904（857）	47	+7	2023年10月6日
岡山	B	40	932（892）	40		2023年10月1日
広島	B	40	970（930）	40		2023年10月1日
山口	B	40	928（888）	40		2023年10月1日
徳島	B	40	896（855）	41	+1	2023年10月1日
香川	B	40	918（878）	40		2023年10月1日
愛媛	B	40	897（853）	44	+4	2023年10月6日
高知	C	39	897（853）	44	+5	2023年10月8日
福岡	B	40	941（900）	41	+1	2023年10月6日
佐賀	C	39	900（853）	47	+8	2023年10月14日
長崎	C	39	898（853）	45	+6	2023年10月13日
熊本	C	39	898（853）	45	+6	2023年10月8日
大分	C	39	899（854）	45	+6	2023年10月6日
宮崎	C	39	897（853）	44	+5	2023年10月6日
鹿児島	C	39	897（853）	44	+5	2023年10月6日
沖縄	C	39	896（853）	43	+4	2023年10月8日
全国加重平均			1004（961）	43		-

※1 括弧内の数字は改定前の地域別最低賃金額

※2 経済センサス（旧：事業所・企業統計調査）等の調査結果に基づいて、全国加重平均額の算定に用いる都道府県別の適用労働者数の更新を行っており、今年度の全国加重平均額の引上げ額には、労働者数の更新による影響分（1円）が含まれている



## 令和5年度 最低賃金改正審議状況（福岡）

	地域最低賃金	特定最低賃金		
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	輸送用機械器具製造業
産別最賃改正決定申出日	-	R5.6.23	R5.6.27	R5.6.29
特定最賃改正決定の必要性の審議	-	特定最賃改正決定の必要性の諮問 第5回本審	R5.7.28 R5.8.22（関係労使意見聴取、必要性ありの報告決定）	R5.6.26
改正決定の諮問	R5.7.6	特定最賃改正決定の必要性の諮問 第5回本審	R5.8.22（改正決定の必要性・有：5業種）	R5.6.30
第1回専門部会 （合同会議）	R5.8.1		R5.8.22	
第2回専門部会	R5.8.2	R5.9.26 【最初の金額提示なし】	R5.9.22 【最初の金額提示】 労：+59円 使：+36円	R5.9.25 【最初の金額提示】 労：+48円 使：+45円
第3回専門部会	R5.8.7	R5.9.29 【最初の金額提示】 労：+45円 使：+41円	R5.9.27	R5.9.28 （全会一致・専結）
第4回専門部会	R5.8.10	R5.10.5 （全会一致・専結）	R5.10.5 （全会一致・専結）	R5.10.6 （全会一致・専結）
最賃改正答申の年月日	R5.8.10	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項	審議会令第6条第5項
異議申出の状況	有	無	無	無
最低賃金 時間額	941円	1,053円	1,019円	945円
引上額	41円	43円	42円	48円（対R3）
時間引上率	4.56%	4.26%	4.30%	5.35%
効力発生年月日	R5.10.6		R5.12.10	

（注）最賃改正答申の年月日欄にある「審議会令第6条第5項」は、専門部会で全会一致による専結の日が答申日であることを示す。



福岡県の最低賃金改正の推移

	平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		
	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	金額	引上率	
福岡県 最低賃金	時間額	727	2.11%	743	2.20%	765	2.96%	789	3.14%	814	3.17%	841	3.32%	842	0.12%	870	3.33%	900	3.45%	941	4.56%
	ラソク	C		C		C		C		C		C		C		C		C		新B	
	目安	14		16		22		24		25		26		示さず		28		30		40	
	対目安	+1		±0		±0		±0		±0		+1		+1		±0		±0		+1	
発効日	H26.10.5		H27.10.4		H28.10.1		H29.10.1		H30.10.1		R元.10.1		R元.10.1		R2.10.1		R3.10.1		R4.10.8		R5.10.6
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業・鋼材製造業 最低賃金	時間額	865	2.00%	881	1.85%	903	2.50%	927	2.66%	950	2.48%	975	2.63%	976	0.10%	980	0.41%	1,010	3.06%	1,053	4.26%
	引上額	17		16		22		24		23		25		1		4		30		43	
	対果最賃比	118.98%		118.57%		118.04%		117.49%		116.71%		115.93%		115.91%		112.64%		112.22%		111.90%	
	発効日	H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10	
電子部品・半導体・電子回路・電気機械器具・情報通信機器製造業 最低賃金	時間額	821	1.86%	837	1.95%	857	2.39%	881	2.80%	905	2.72%	926	2.32%	927	0.11%	947	2.16%	977	3.17%	1,019	4.30%
	引上額	15		16		20		24		24		21		1		20		30		42	
	対果最賃比	112.93%		112.65%		112.09%		111.66%		111.18%		110.11%		110.10%		108.85%		108.56%		108.29%	
	発効日	H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10	
輸送用機械器具製造業 最低賃金	時間額	844	1.93%	860	1.90%	880	2.33%	902	2.50%	923	2.33%	944	2.28%	改正なし		957	1.38%	987	3.13%	1,029	4.26%
	引上額	16		16		20		22		21		21		改正なし		13		30		42	
	対果最賃比	116.09%		115.75%		115.09%		114.32%		113.39%		112.25%		改正なし		110.00%		109.67%		109.35%	
	発効日	H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7		R4.12.10		R5.12.10	
百貨店・小売業 総合小売業 最低賃金	時間額	790	1.94%	802	1.52%	824	2.74%	846	2.67%	867	2.48%	889	2.54%	改正なし		897	0.90%	改正なし		945	5.35%
	引上額	15		12		22		22		21		22		改正なし		8		改正なし		48	
	対果最賃比	108.67%		107.94%		107.71%		107.22%		106.51%		105.71%		改正なし		103.10%		改正なし		100.43%	
	発効日	H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R4.1.7		R4.12.10		R5.12.10	
自動車(新車)小売業 最低賃金	時間額	834	1.83%	850	1.92%	870	2.35%	892	2.53%	915	2.58%	940	2.73%	941	0.11%	959	1.91%	987	2.92%	1,028	4.15%
	引上額	15		16		20		22		23		25		1		18		28		41	
	対果最賃比	114.72%		114.40%		113.79%		113.05%		112.41%		111.77%		111.76%		110.29%		109.67%		109.25%	
	発効日	H26.12.10		H27.12.10		H28.12.10		H29.12.10		H30.12.10		R元.12.10		R元.12.10		R2.12.10		R3.12.10		R4.12.10	





## 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(業種別)

### 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(製鉄・鉄鋼)

(令和5年度特定最賃額順)

番号	都道府県名	ランク	最低賃金の名称	R4年度	R5年度	効力発生日	引上額	引上率	R5年度		引上額	と県の最賃額差額	と県の最賃率
				特定最賃額	特定最賃額				R4年度	R5年度			
				県最賃額	県最賃額			県最賃額	県最賃額				
1	千葉	A	鉄鋼	1,054	1096	令和5年12月25日	42	3.98%	984	1026	42	70	106.8%
2	大阪	A	鉄鋼	996	1066	令和5年12月1日	70	7.03%	1023	1064	41	2	100.2%
3	兵庫	B	鉄鋼	1,024	1065	令和5年12月1日	41	4.00%	960	1001	41	64	106.4%
4	広島	B	鉄鋼	1,024	1064	令和5年12月31日	40	3.91%	930	970	40	94	109.7%
5	山口	B	鉄鋼・非鉄金属	1,024	1064	令和5年12月15日	40	3.91%	888	928	40	136	114.7%
6	愛知	A	鉄鋼	1,018	1059	令和5年12月16日	41	4.03%	986	1027	41	32	103.1%
7	<b>福岡</b>	<b>B</b>	<b>鉄鋼</b>	<b>1,010</b>	<b>1053</b>	<b>令和5年12月10日</b>	<b>43</b>	<b>4.26%</b>	<b>900</b>	<b>941</b>	<b>41</b>	<b>112</b>	<b>111.9%</b>
8	大分	C	鉄鋼	1,010	1053	令和5年12月25日	43	4.26%	854	899	45	154	117.1%
9	和歌山	B	鉄鋼	1,008	1050	令和5年12月30日	42	4.17%	889	929	40	121	113.0%
10	岡山	B	鉄鋼	1,010	1050	令和5年12月15日	40	3.96%	892	932	40	118	112.7%
11	茨城	B	鉄鋼	1,004	1046	令和5年12月31日	42	4.18%	911	953	42	93	109.8%
12	島根	B	鉄鋼	987	1034	令和5年12月2日	47	4.76%	857	904	47	130	114.4%
13	北海道	B	鉄鋼	1,000	1030	令和5年12月1日	30	3.00%	920	960	40	70	107.3%
14	群馬	B	鉄鋼	976	1017	令和5年12月29日	41	4.20%	895	935	40	82	108.8%
15	静岡	B	鉄鋼、非鉄金属	979	1012	令和5年12月21日	33	3.37%	944	984	40	28	102.8%
16	宮城	B	鉄鋼	983	1003	令和5年12月15日	20	2.03%	883	923	40	80	108.7%
17	青森	C	鉄鋼	958	992	令和6年1月19日	34	3.55%	853	898	45	94	110.5%
18	岩手	C	鉄鋼・金属製品	908	949	令和5年12月30日	41	4.52%	854	893	39	56	106.3%
19	神奈川	A	鉄鋼	874	874	平成26年3月15日	0	0.00%	1071	1112	41	-238	78.6%
20	東京	A	鉄鋼	871	871	平成26年3月23日	0	0.00%	1072	1113	41	-242	78.3%
21	三重	B	鉄鋼	739	739	平成10年12月15日	0	0.00%	933	973	40	-234	76.0%

## 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(電気機械)

(令和5年度特定最賃額順)

番号	都道府県名	ランク	最低賃金の名称	R4年度	R5年度	効力発生日	引上額	引上率	R4年度	R5年度	引上額	と県の差賃額	と県の最賃率
				特定最賃額	特定最賃額				特定最賃額	特定最賃額			
1	大阪	A	電気機械	994	1068	令和5年12月1日	74	7.44%	1023	1064	41	4	100.4%
2	埼玉	A	電気機械	1,013	1055	令和5年12月1日	42	4.15%	987	1028	41	27	102.6%
3	千葉	A	電気機械	1,013	1055	令和5年12月25日	42	4.15%	984	1026	42	29	102.8%
4	京都	B	電気機械	986	1025	令和6年2月4日	39	3.96%	968	1008	40	17	101.7%
5	福岡	B	電気機械	977	1019	令和5年12月10日	42	4.30%	900	941	41	78	108.3%
6	栃木	B	電気機械	971	1008	令和5年12月31日	37	3.81%	913	954	41	54	105.7%
7	群馬	B	電気機械	965	1006	令和5年12月29日	41	4.25%	895	935	40	71	107.6%
8	新潟	B	電気機械	965	1005	令和5年12月27日	40	4.15%	890	931	41	74	107.9%
9	滋賀	B	精密機械・電気機械	965	1003	令和5年12月31日	38	3.94%	927	967	40	36	103.7%
10	茨城	B	電気・精密機械	961	1002	令和5年12月31日	41	4.27%	911	953	42	49	105.1%
11	兵庫	B	電気機械	961	1002	令和5年12月1日	41	4.27%	960	1001	41	1	100.1%
12	石川	B	金属製品、一般機械、電気機器	971	1000	令和5年12月31日	29	2.99%	891	933	42	67	107.2%
13	北海道	B	電気機械	955	997	令和5年12月1日	42	4.40%	920	960	40	37	103.9%
14	山梨	B	電気機械	959	997	令和5年12月16日	38	3.96%	898	938	40	59	106.3%
15	静岡	B	電気機械	964	997	令和5年12月21日	33	3.42%	944	984	40	13	101.3%
16	広島	B	電気機械	953	995	令和5年12月31日	42	4.41%	930	970	40	25	102.6%
17	三重	B	電気機械	952	987	令和5年12月21日	35	3.68%	933	973	40	14	101.4%
18	愛媛	B	電気機械	947	987	令和5年12月25日	40	4.22%	853	897	44	90	110.0%
19	山口	B	電気機械	948	986	令和5年12月15日	38	4.01%	888	928	40	58	106.3%
20	長野	B	精密機械・電気機械	945	983	令和5年12月24日	38	4.02%	908	948	40	35	103.7%
21	徳島	B	電気機械	942	983	令和5年12月21日	41	4.35%	855	896	41	87	109.7%
22	香川	B	電気機械	942	982	令和5年12月15日	40	4.25%	878	918	40	64	107.0%
23	岡山	B	電気機械	932	974	令和5年12月21日	42	4.51%	892	932	40	42	104.5%
24	岐阜	B	電気機械	929	965	令和5年12月21日	36	3.88%	910	950	40	15	101.6%
25	石川	B	電気機械	923	963	令和5年12月31日	40	4.33%	891	933	42	30	103.2%
26	宮城	B	電気機械	919	959	令和5年12月15日	40	4.35%	883	923	40	36	103.9%
27	富山	B	電気機械	910	951	令和5年12月24日	41	4.51%	908	948	40	3	100.3%
28	山形	B	電気機械	903	945	令和5年12月25日	42	4.65%	854	900	46	45	105.0%
29	佐賀	C	電気機械	900	943	令和5年12月29日	43	4.78%	853	900	47	43	104.8%
30	大分	C	電気機械	896	941	令和5年12月25日	45	5.02%	854	899	45	42	104.7%
31	熊本	C	電気機械	896	940	令和5年12月15日	44	4.91%	853	898	45	42	104.7%
32	秋田	C	電気機械	891	930	令和5年12月24日	39	4.38%	853	897	44	33	103.7%
33	島根	B	電気機械	882	929	令和5年12月10日	47	5.33%	857	904	47	25	102.8%
34	青森	C	電気機械	888	927	令和6年1月19日	39	4.39%	853	898	45	29	103.2%
35	岩手	C	電気機械	877	917	令和5年12月30日	40	4.56%	854	893	39	24	102.7%
36	鳥取	C	電気機械	859	906	令和5年12月17日	47	5.47%	854	900	46	6	100.7%
37	福島	B	電気機械	880	880	令和4年12月30日	0	0.00%	858	900	42	-20	97.8%
38	東京	A	電気・精密機械	829	829	平成22年12月31日	0	0.00%	1072	1113	41	-284	74.5%
39	神奈川	A	電気機械	890	890	平成27年3月1日	0	0.00%	1071	1112	41	-222	80.0%
40	福井	B	電気機械	857	857	令和1年12月24日	0	0.00%	888	931	43	-74	92.1%
41	愛知	A	電気機械	901	901	平成30年12月16日	0	0.00%	986	1027	41	-126	87.7%
42	奈良	B	電気機械	891	891	令和3年12月29日	0	0.00%	896	936	40	-45	95.2%
43	高知	C	電気機械	793	793	令和1年12月29日	0	0.00%	853	897	44	-104	88.4%
44	長崎	C	電気機械	864	864	令和3年12月29日	0	0.00%	853	898	45	-34	96.2%
45	宮崎	C	電気機械	831	831	令和3年12月24日	0	0.00%	853	897	44	-66	92.6%
46	鹿児島	C	電気機械	842	842	令和3年12月17日	0	0.00%	853	897	44	-55	93.9%

令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(輸送用機械)

(令和5年度特定最賃額順)

番号	都道府県名	ランク	最低賃金の名称	R4年度 特定 最賃額	R5年度 特定 最賃額	効力発生日	引上 額	引上 率	R5年度		引上 額	と 県 の 最 賃 額	と 県 の 最 比 賃 率 額
									R4年度 最賃額	R5年度 最賃額			
1	兵庫	B	輸 送 機 械	1034	1,075	令和5年12月1日	41	3.97%	960	1001	41	74	107.4%
2	大阪	A	一般機械・輸送機械	1028	1,070	令和5年12月1日	42	4.09%	1023	1064	41	6	100.6%
3	大阪	A	輸 送 機 械 ( 自 )	998	1,068	令和5年12月1日	70	7.01%	1023	1064	41	4	100.4%
4	埼玉	A	輸 送 機 械	1013	1,055	令和5年12月1日	42	4.15%	987	1028	41	27	102.6%
5	山口	B	輸 送 機 械	985	1,036	令和5年12月15日	51	5.18%	888	928	40	108	111.6%
6	岐阜	B	輸 送 機 械 ( 航 )	991	1,031	令和5年12月21日	40	4.04%	910	950	40	81	108.5%
7	福岡	B	輸 送 機 械	987	1,029	令和5年12月10日	42	4.26%	900	941	41	88	109.4%
8	静岡	B	一般機械・輸送機械	995	1,028	令和5年12月21日	33	3.32%	944	984	40	44	104.5%
9	愛知	A	輸 送 機 械	997	1,028	令和5年12月16日	31	3.11%	986	1027	41	1	100.1%
10	京都	B	輸 送 機 械	993	1,028	令和6年2月4日	35	3.52%	968	1008	40	20	102.0%
11	三重	B	輸 送 機 械	987	1,022	令和5年12月21日	35	3.55%	933	973	40	49	105.0%
12	栃木	B	輸 送 機 械	978	1,016	令和5年12月31日	38	3.89%	913	954	41	62	106.5%
13	滋賀	B	輸 送 機 械	981	1,016	令和5年12月31日	35	3.57%	927	967	40	49	105.1%
14	群馬	B	輸 送 機 械	965	1,006	令和5年12月29日	41	4.25%	895	935	40	71	107.6%
15	岐阜	B	輸 送 機 械 ( 自 )	972	1,005	令和5年12月21日	33	3.40%	910	950	40	55	105.8%
16	石川	B	輸 送 機 械	971	1,000	令和5年12月31日	29	2.99%	891	933	42	67	107.2%
17	広島	B	輸 送 機 械 ( 自 )	964	998	令和5年12月31日	34	3.53%	930	970	40	28	102.9%
18	富山	B	一般機械・輸送機械	960	995	令和5年12月20日	35	3.65%	908	948	40	47	105.0%
19	長野	B	一般機械・輸送機械	956	994	令和5年12月20日	38	3.97%	908	948	40	46	104.9%
20	岡山	B	輸 送 機 械 ( 自 )	956	991	令和5年12月15日	35	3.66%	892	932	40	59	106.3%
21	山梨	B	輸 送 機 械	961	971	令和5年12月10日	10	1.04%	898	938	40	33	103.5%
22	島根	B	輸 送 機 械	951	970	令和5年12月15日	19	2.00%	857	904	47	66	107.3%
23	熊本	C	輸 送 機 械	931	965	令和5年12月15日	34	3.65%	853	898	45	67	107.5%
24	秋田	C	輸 送 機 械	938	961	令和5年12月24日	23	2.45%	853	897	44	64	107.1%
25	山形	B	輸 送 機 械	919	961	令和5年12月25日	42	4.57%	854	900	46	61	106.8%
26	福島	B	輸 送 機 械	916	954	令和5年12月28日	38	4.15%	858	900	42	54	106.0%
27	大分	C	輸 送 機 械 ( 自 ・ 船 )	916	951	令和5年12月25日	35	3.82%	854	899	45	52	105.8%
28	神奈川	A	自 動 車 製 造	855	855	平成25年3月1日	0	0.00%	1071	1112	41	-257	76.9%
29	東京	A	輸 送 機 械	838	838	平成24年2月18日	0	0.00%	1072	1113	41	-275	75.3%

令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(百貨店・総合スーパー)

(令和5年度特定最賃額順)

番号	都道府県名	ランク	最低賃金の名称	R4年度	R5年度	効力発生日	引上額	引上率	R4年度	R5年度	引上額	と県の差賃額	と県の比賃率額
				特定最賃額	特定最賃額				県最賃額	県最賃額			
1	富山	B	百貨店, 総合スーパー	915	955	令和5年12月15日	40	4.37%	908	948	40	7	100.7%
2	石川	B	百貨店, 総合スーパー	915	950	令和5年12月31日	35	3.83%	891	933	42	17	101.8%
3	山口	B	百貨店, 総合スーパー	907	948	令和5年12月15日	41	4.52%	888	928	40	20	102.2%
4	福岡	B	百貨店, 総合スーパー	897	945	令和5年12月10日	48	5.35%	900	941	41	4	100.4%
5	島根	B	百貨店, 総合スーパー	750	905	令和5年12月28日	155	20.67%	857	904	47	1	100.1%
6	和歌山	B	百貨店, 総合スーパー	869	869	令和3年12月30日	0	0.00%	889	929	40	-60	93.5%
7	熊本	C	百貨店, 総合スーパー	855	855	令和4年12月15日	0	0.00%	853	898	45	-43	95.2%
8	福井	B	百貨店, 総合スーパー	840	840	令和2年12月24日	0	0.00%	888	931	43	-91	90.2%
9	岩手	C	百貨店, 総合スーパー	800	800	平成30年12月28日	0	0.00%	854	893	39	-93	89.6%
10	鹿児島	C	百貨店, 総合スーパー	693	693	平成26年12月26日	0	0.00%	853	897	44	-204	77.3%

### 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額(自動車小売)

(令和5年度特定最賃額順)

番号	都道府県名	ランク	最低賃金の名称	R4年度 特定 最賃額	R5年度 特定 最賃額	効力発生日	引上額	引上率	R5年度		引上額	と県の 差賃額	と県の 比賃率
									R4年度 県最賃額	県最賃額			
1	埼玉	A	自動車小売	1018	1,060	令和5年12月1日	42	4.13%	987	1028	41	32	103.1%
2	福岡	B	自動車(新車)小売	987	1,028	令和5年12月10日	41	4.15%	900	941	41	87	109.2%
3	新潟	B	自動車(新車)小売	961	997	令和5年12月20日	36	3.75%	890	931	41	66	107.1%
4	広島	B	自動車小売	958	993	令和5年12月31日	35	3.65%	930	970	40	23	102.4%
5	大阪	A	自動車小売	993	993	令和3年12月1日	0	0.00%	1023	1064	41	-71	93.3%
6	宮城	B	自動車小売	946	986	令和5年12月15日	40	4.23%	883	923	40	63	106.8%
7	兵庫	B	自動車小売	963	963	令和4年12月1日	0	0.00%	960	1001	41	-38	96.2%
8	福島	B	自動車小売	922	960	令和5年12月2日	38	4.12%	858	900	42	60	106.7%
9	島根	B	自動車(新車)小売	932	960	令和5年11月29日	28	3.00%	857	904	47	56	106.2%
10	岩手	C	自動車小売	903	945	令和5年12月30日	42	4.65%	854	893	39	52	105.8%
11	鹿児島	C	自動車(新車)小売	902	945	令和5年12月24日	43	4.77%	853	897	44	48	105.4%
12	愛知	A	自動車(新車)小売	943	943	令和2年12月16日	0	0.00%	986	1027	41	-84	91.8%
13	大分	C	自動車(新車)小売	902	942	令和5年12月25日	40	4.43%	854	899	45	43	104.8%
14	京都	B	自動車(新車)小売	939	939	令和4年1月26日	0	0.00%	968	1008	40	-69	93.2%
15	秋田	C	自動車小売	897	938	令和5年12月24日	41	4.57%	853	897	44	41	104.6%
16	宮崎	C	自動車(新車)小売	890	927	令和5年12月20日	37	4.16%	853	897	44	30	103.3%
17	青森	C	自動車小売	919	923	令和5年12月21日	4	0.44%	853	898	45	25	102.8%
18	千葉	A	自動車(新車)小売	922	922	平成30年12月25日	0	0.00%	984	1026	42	-104	89.9%
19	奈良	B	自動車小売	892	892	令和3年12月29日	0	0.00%	896	936	40	-44	95.3%
20	神奈川	A	自動車小売	842	842	平成23年12月21日	0	0.00%	1071	1112	41	-270	75.7%
21	愛知	A	自動車(新車)小売	800	800	平成19年12月16日	0	0.00%	986	1027	41	-227	77.9%
22	沖縄	C	自動車(新車)小売	770	770	平成30年11月18日	0	0.00%	853	896	43	-126	85.9%
23	富山	B	自動車小売	769	769	平成23年1月20日	0	0.00%	908	948	40	-179	81.1%



## 令和5年度 各都道府県別特定最低賃金改定額（ 県別）

県	R5年度 県最賃額	業種	R4年度 特定 最賃額	R5年度 特定 最賃額	引 上 額	効力発生日 予定日	と県の 最賃 差額	と県の 最賃 率額
広島	970	鉄鋼	1024	1064	40	R5.12.31	94	109.7%
		金属製品	969	1002	33	R5.12.31	32	103.3%
		一般機械	984	1020	36	R5.12.31	50	105.2%
		電気機械	953	995	42	R5.12.31	25	102.6%
		輸送機械(自)	964	998	34	R5.12.31	28	102.9%
		輸送機械(船)	999	1030	31	R5.12.31	60	106.2%
		各種商品小売	903	改正なし	-	-	-	-
		自動車小売	958	993	35	R5.12.31	23	102.4%
		百貨店・総合スーパー、 各種商品小売業	新設	改正なし	-	-	-	-
山口	928	鉄鋼・非鉄金属	1024	1064	40	R5.12.15	136	114.7%
		電気機械	948	986	38	R5.12.15	58	106.3%
		輸送機械	985	1036	51	R5.12.15	108	111.6%
		百貨店	907	948	41	R5.12.15	20	102.2%
福岡	941	鉄鋼	1010	1053	43	R5.12.10	112	111.9%
		電気機械	977	1019	42	R5.12.10	78	108.3%
		輸送機械	987	1029	42	R5.12.10	88	109.4%
		百貨店	897	945	48	R5.12.10	4	100.4%
		自動車(新車)小売	987	1028	41	R5.12.10	87	109.2%
佐賀	900	陶磁器	854	901	47	R5.12.9	1	100.1%
		一般機械	929	974	45	R5.12.29	74	108.2%
		電気機械	900	943	43	R5.12.29	43	104.8%
長崎	898	一般機械	875	改正なし	-	-	-	-
		電気機械	864	改正なし	-	-	-	-
		輸送機械(船)	875	改正なし	-	-	-	-
熊本	898	電気機械	896	940	44	R5.12.15	42	104.7%
		輸送機械	931	965	34	R5.12.15	67	107.5%
		百貨店	855	改正なし	-	-	-	-
大分	899	鉄鋼	1010	1053	43	R5.12.25	154	117.1%
		非鉄金属	965	1005	40	R5.12.25	106	111.8%
		電気機械	896	941	45	R5.12.25	42	104.7%
		輸送機械(自・船)	916	951	35	R5.12.25	52	105.8%
		各種商品小売	716	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	902	942	40	R5.12.25	43	104.8%
宮崎	897	食品	678	改正なし	-	-	-	-
		電気機械	831	改正なし	-	-	-	-
		各種商品小売	705	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	890	927	37	R5.12.20	30	103.3%
鹿児島	897	電気機械	842	改正なし	-	-	-	-
		百貨店	693	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	902	945	43	R5.12.24	48	105.4%
沖縄	896	食品(糖)	769	改正なし	-	-	-	-
		新聞	879	改正なし	-	-	-	-
		各種商品小売	770	改正なし	-	-	-	-
		自動車(新車)小売	770	改正なし	-	-	-	-





## 令和5年度 最低賃金広報実施状況

## 1 地域別最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(13)、テレビ局(7)	R5.8.10(答申) R5.9.6(官報)
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R5.8.10(答申) R5.9.6(官報)
3	記者会見	労働局長定例記者会見	R5.8.29
4	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼(文書)	県(1)、市町村(61)、商工会議所・商工会(67)、法人会(19)、その他団体(67)	R5.9.20~
5	リーフレット、ポスター等の送付、広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、士業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、大学・高等学校、募集情報等提供事業者、労働関係行政機関・団体等(584) 過去5年に最賃法第4条第1項違反が認められた事業場(226)	R5.9.28~
6	本省実施広報	主要駅のポスター掲示	R5.10.6~
7	最賃額周知用ゴム印(公用封筒押印用)の配付	局、各署	R5.10.8~
8	電光掲示板	福岡市内1か所	R5.11.11~

\* 中小企業支援事業(業務改善助成金)の広報についても、あわせて実施

## 2 特定最低賃金関係

	実施事項	内容	実施時期
1	報道機関へのプレスリリース	新聞社(13)、テレビ局(7)	R5.11.2
2	福岡労働局ホームページに掲載	トップページ及び重要なお知らせに掲載	R5.11.2
3	合同庁舎共用部分ポスター掲示	合同庁舎内ポスター掲示	R5.11.2
4	各団体の広報誌、ホームページへの掲載依頼	県(1)、市町村他(73)、商工会議所・商工会他(73)、法人会(19)、その他団体(45)	R5.11.2
5	リーフレット、ポスターの送付及び広報誌・ホームページへの掲載依頼(文書)	県、市区町村、商工会議所・商工会、法人会、士業団体、銀行協会等、経営者団体、年金事務所等、労働関連行政機関・団体等(270) 大学・高校・専修・各種学校(254) 募集情報等提供事業者(52) 派遣・民間職業紹介事業者(81) 工業団地等・労働組合(63)	R5.12.2~

## 3 広報誌等掲載状況(地域別最低賃金)

	令和4年度			令和5年度(令和6年1月31日現在)		
	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数(掲載率)	広報誌	ホームページ	いずれかの掲載件数(掲載率)
市町村	49/61 (80.3%)	59/61 (96.7%)	59/61 (96.7%)	43/61 (70.5%)	46/61 (75.4%)	59/61 (96.7%)
・商工会 商工会議所	26/73 (35.6%)	67/73 (91.8%)	67/73 (91.8%)	26/73 (35.6%)	67/73 (91.8%)	73/73 (100.0%)

# 福岡県の最低賃金

福岡県最低賃金は、福岡県内で働くすべての労働者に適用されます。

なお、下記の産業に該当する事業所で働く労働者には、それぞれの「特定最低賃金」が適用されます(但し、適用除外該当者は除きます)。

1時間

効力発生日  
令和5年  
10月6日

941円



特定最低賃金		効力発生日	適用除外※「福岡県最低賃金」が適用となります。
<b>製鉄業、 製鋼・製鋼圧延業、 鋼材製造業</b>	<b>1時間 1,053円</b>	<b>令和5年 12月10日</b>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者
<b>電子部品・デバイス・ 電子回路、 電気機械器具、 情報通信機械器具 製造業</b>	<b>1時間 1,019円</b>	<b>令和5年 12月10日</b>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃又は片付けの業務 ロ 手工具又は小型動力機を用いて行う業務のうち、 (イ)組線、かしめ、取付け又は巻線の業務 (ロ)バリ取り、かえり取り又は錆ばり取りの業務 (これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く) ハ 手作業による包装・袋詰め・箱詰め、材料の送給 又は取り揃えの業務
<b>輸送用機械器具製造業 船舶製造・修理業、船用機関製造業、 自転車・同部分品製造業を除く</b>	<b>1時間 1,029円</b>	<b>令和5年 12月10日</b>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃、片付け、賄い又は湯沸かしの業務に主として従事する者
<b>百貨店, 総合スーパー 衣、食、住にわたる各種の商品を一括して小売する事業所で、その事業所の性格上いずれが主たる販売商品であるかが判別できない事業所であって、従業員が常時50人以上のもの</b>	<b>1時間 945円</b>	<b>令和5年 12月10日</b>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者 ④倉庫番、包装、袋詰め、場内整理、検品又は容器の洗浄の業務に従事する者
<b>自動車(新車)小売業</b>	<b>1時間 1,028円</b>	<b>令和5年 12月10日</b>	①18歳未満又は65歳以上の者 ②雇入れ後3月未満の者であって、技能習得中のもの ③清掃又は片付けの業務に主として従事する者

(注) ①最低賃金には次の手当は算入されません。精皆勤手当、通勤手当、家族手当、時間外手当等割増賃金、賞与、臨時の賃金

②特定最低賃金が適用される事業には、当該産業の管理、補助的経済活動を行う事業所(例:本社、支社等)又は管理する全资子公司を通じての主要な経済活動が当該産業に分類される純粋持株会社が含まれます。

**確認しよう、最低賃金!**

最低賃金のこと詳しくはこちら <https://pc.saiteichingin.info/>



賃金引上げに向けた  
各種支援策、業務改善  
助成金など詳しくは  
裏面へ

最低賃金に関するお問い合わせは福岡労働局又は最寄りの労働基準監督署へ



## 最低賃金制度とはなんでしょう？



最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者はその最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。原則として事業場で働く常用・臨時・パート・アルバイトなど雇用形態や呼称の如何を問わずすべての労働者とその使用者に適用されます。また、最低賃金には、地域別最低賃金と特定最低賃金があります。



## 最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方合意の上で定めた場合はどうなりますか？



労使合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同様の定めをしたものとみなされます。



## 最低賃金の対象となる賃金にはどんなものがありますか？



最低賃金の対象となる賃金は、通常の労働時間、労働日に対応する賃金に限られます。具体的には、実際に支払われている賃金から次の賃金を除外したものが最低賃金の対象となります。

- ①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
  - ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)
  - ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)
  - ④所定労働日以外の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)
  - ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)
  - ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 詳しくは、福岡労働局賃金室(092-411-4578)まで。



## 賃金引上げに向けた各種支援策はありますか？



賃金引上げ特設サイトに業務改善助成金他相談窓口等を掲載しています。



業種、職種ごとの賃金額や賃金引上げ事例、賃金引上げに向けた各種支援策等の情報を掲載しています。

<https://pc.saiteichingin.info/chingin/>



## 業務改善助成金はどういった場合にもらえるのですか？



中小企業・小規模事業者で、①事業場内で最も低い賃金(※)を一定額以上引き上げ、かつ②生産性向上に資する設備・器具の導入、研修等の業務改善を実施した場合に、その費用の一部を助成します。

※ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内

その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

業務改善助成金については、以下にお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター(0120-366-440) 【受付時間】 平日 8:30~17:15

福岡働き方改革推進支援センター(0800-888-1699) 【受付時間】 平日 9:00~17:00



業務改善助成金

検索

最低賃金以上の額が支払われていますか？ お確かめください。

## 最低賃金の引上げに向けた中小企業への支援事業実施状況

### 1 働き方改革推進支援センターによる相談支援事業

賃金引上げのための業務改善に関する相談支援を行うとともに、生活衛生関係営業等の収益力向上・生産性向上に向けた支援事業等を紹介するため、関係機関が開催するセミナーや出張相談会等に講師を派遣する事業

#### ○ 相談件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月まで)
相談件数 (件)	1,159	1,500	3,001	2,748	2,571

( ) 出張による相談件数を含む

福岡働き方改革推進支援センター

福岡市博多区博多駅南1丁目7-14 BOIS博多ビル305

### 2 業務改善助成金事業

設備投資などを行って生産性を高め、事業場内の最低賃金を一定額引き上げた場合、その費用の一部を助成する制度

#### 助成金申請、交付決定件数の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月まで)
申請件数 (件)	29	36	258	328	902
交付決定件数 (件)	20	36	196	220	497
交付決定金額 (千円)	12,630	27,928	153,383	182,462	628,328

### 3 キャリアアップ助成金

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、処遇改善の取組を実施した事業場に対して助成する制度

#### ○ 賃金規定等を3%以上増額改定させた場合(令和4年12月1日までは、2%以上)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (令和6年1月まで)
賃金規定等 計画認定件数 (件)	371	320	315	330	411



申請期限が延長されました！

## 令和5年度業務改善助成金のご案内

## 業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

事業場内最低賃金の  
引き上げ計画



設備投資等の計画  
機械設備導入、コンサルティング、  
人材育成・教育訓練など

(計画の承認と事業の実施後)  
業務改善助成金を支給  
(最大600万円)

## 申請期限が延長されました！

業務改善助成金の申請期限について、賃金引き上げ計画を立てて申請いただくもののみ、**令和6年3月31日に延長**されました。

	申請期限	事業完了期限	留意事項
賃金引き上げ計画を立てて申請	令和6年3月31日に延長	・令和6年1月31日までの申請分 令和6年2月28日までに設定いただきます。	・事業完了期限を令和6年2月28日までに設定いただいた場合でも、 <b>年度内に事業完了が見込まれない場合は翌年度に再設定</b> いただく場合がございます。
賃金引き上げ後に申請(※)	令和6年1月31日まで	・令和6年2月1日以降の申請分 <b>令和6年4月1日～令和7年2月28日に設定</b> いただきます。	・令和6年4月1日以降に事業完了期限を設定いただいた場合、 <b>交付決定前(令和6年3月31日まで)に設備導入をすると対象外</b> となります。

※ 事業場規模50人未満の事業場の申請を行う事業者のみが対象。

## 対象事業者・申請の単位など

- ・ 中小企業・小規模事業者であること
- ・ 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの不交付事由がないこと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、(工場や事務所などの労働者がいる) **事業場ごとに申請**いただきます。

## 対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**(POSレジシステムやリフト付き特殊車両の導入など)が助成の対象となります。

また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充**されます。(詳しくは中面へ。)

## 助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、いずれか安い方の金額となります。

<例>

- 事業場内最低賃金が898円  
→ 助成率9/10
- 8人の労働者を988円まで引き上げ(90円コース)  
→ 助成上限額450万円
- 設備投資などの額は600万円

540万円 (= 600万円 × 9/10)	>	450万円 (= 助成上限額)
(設備投資費用 × 助成率)		(90円コースの助成上限額)

➡ **450万円**が支給されます。

申請の流れや注意事項は  
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの  
詳細は中面をチェック！

# 助成上限額・助成率

## 助成上限額

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

## 助成率

900円未満	9/10
900円以上 950円未満	4/5(9/10)
950円以上	3/4(4/5)

( )内は生産性要件を満たした事業場の場合

## 特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②・③に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が950円未満である事業者
② 生産量要件	売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者
③ 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

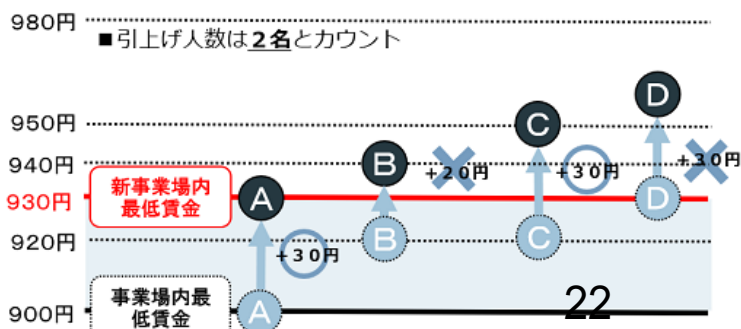
※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

## 「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。  
(ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。)

<例：事業場内最低賃金900円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に**算入可**  
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、**算入不可**  
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、**算入可**  
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、**算入不可**



## <事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。  
 (ただし、業務改善助成金では、雇入れ後3か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。)  
 事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金(国が例年10月頃に改定する都道府県単位の最低賃金額)と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。  
 ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。



## 助成対象経費の拡充

特例事業者のうち、②生産量要件または③物価高騰等要件に該当する場合、助成対象となる生産性向上に資する設備投資等として認められていないパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります）。

また、生産性向上に資する設備投資などに「関連する経費」※も、この設備投資等の額を上回らない範囲で助成対象となります。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②・③のみ)	助成対象経費の例
生産性向上に資する設備投資等	○	○	リーフレットのオモテ面をご覧ください。
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○	
生産性向上に資する設備投資等に「関連する経費」※	×	○	広告宣伝費（チラシの制作費）、改築費（事務室等の拡大）、汎用事務機器や什器備品（机・椅子等）の購入など

### ※「関連する経費」とは

生産性向上に資する設備投資等を行う取り組みに関連する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### <生産性向上に資する設備投資等>

デリバリーサービスを行っている飲食店が、機動的に配送できるようデリバリー用3輪バイクを導入



#### <関連する経費>

デリバリーサービスを幅広く周知するための広告宣伝を実施



## 助成対象経費の具体例

助成対象経費の具体例は、「生産性向上のヒント集」や厚生労働省ウェブサイトに掲載されています。

### 生産性向上のヒント集

業務改善助成金を活用し、業務の効率化や働き方の事例を集めた冊子を作成しております。業務改善助成金の申請に際して、参考としていただ

PDF 生産性向上のヒント集 (令和5年3月作成) [PDF形式: 5,196KB] [5.1MB]

PDF 生産性向上のヒント集 (令和4年3月作成) [PDF形式: 312KB] [7.0MB]

**事例2** 配膳ロボットの導入により料理の運搬業務の効率化

**企業概要** 【所在地】埼玉県 【従業員数】11人 【事業内容】飲食業

**課題と対応** アルバイトの急な欠勤があったり、奥行きのある動線を一度に2食(両手)分の配膳しきれなかったりするため、特に繁忙期においてより多くの配膳ができないが検討した。

**実施概要** 常時3食以上の配膳や重い料理や食器を運ぶ業務を、従業員の負担を増やすことなく可能にしたいと考えた。そこで、助成金を活用して、配膳ロボットを導入した。

繁忙期の配膳業務を平準化したい(社長)

<導入前>

配膳効率が25%向上し、配膳に係る人員が6人から4人に軽減

<導入後>

さらなる工夫  
セルフオーダーシステムや自動洗米・炊飯・飯盛機を導入している。

**実施結果** 配膳ロボットの導入により、5人が必要だった配膳業務が4人で行えるようになった。また、その分、顧客が目が行き届くようになり、顧客からより良い評価が得られるようになった。

**成果** 配膳業務の効率化により生産性が向上し、9人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を60円引き上げた。

助成金活用のきっかけ 中小企業診断士の提案

### 生産性向上のヒント集 検索

**事例7** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥が効率化

**企業概要** 【所在地】滋賀県 【従業員数】10人 【事業内容】障害者福祉事業

**課題と対応** 車椅子利用者の送迎時には2名で行き介助はすべて人力で行わなければならない。また、洗濯機には乾燥機能が無いため干し取り込み取り込みの手間と時間がかかり、冷蔵庫は容量が小さいため毎日買い出しに行く必要があった。そのため、車両や機器の導入による業務効率化を検討した。

**実施概要** 送迎時の介助、洗濯物干しや取り込み、買い出しの負担を軽減したいと考えた。そこで、助成金を活用して、リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫を導入した。

送迎、洗濯、買い出しの負担を軽減したい(役員)

<導入前>

車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減、洗濯物干し及び取り込み時間が削減

<導入後>

**実施結果** リフト付き福祉車両、乾燥機能付き洗濯機、大容量冷蔵庫の導入により、車椅子利用者の送迎時間及び買い出し回数が半減し、洗濯物干し及び取り込み時間がなくなった。

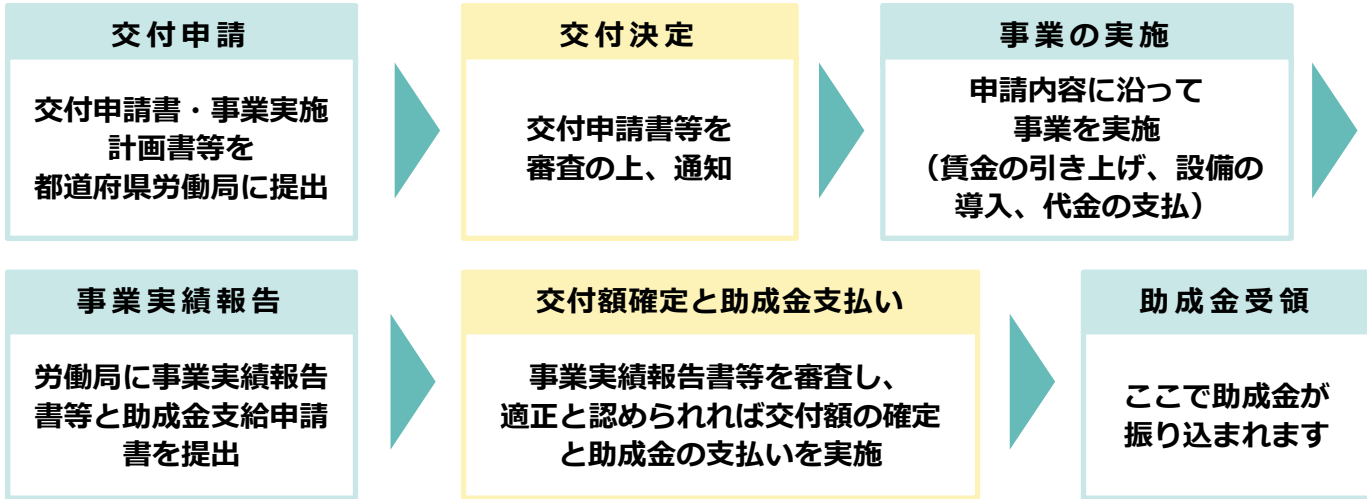
**成果** 車椅子利用者の送迎、買い出し、洗濯物乾燥の効率化により生産性が向上し、5人の従業員の時間給(事業場内最低賃金)を90円引き上げた。さらに、事業場内最低賃金を上回る従業員の賃金の引上げを実施した。

助成金活用のきっかけ 社会保険労務士の提案



## 助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



## 注意事項・お問い合わせ等

### 注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は助成の対象となりません。
- 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。

### (参考) 働き方改革推進支援資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組む方に、設備資金や運転資金の融資を行っています。詳しくは、事業場がある都道府県の日本政策金融公庫の窓口にお問い合わせください。

日本政策金融公庫  
店舗検索



### 賃金引き上げに当たっての注意点

- 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日**までに引き上げていただく必要があります。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金(900円→950円)が発効される場合

発効日の前日(9月30日)までに事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を完了

対象!

発効日の当日(10月1日)に事業場内最低賃金の引き上げ(905円→950円)を実施

対象外

### 参考ウェブサイト

- 厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**  
最新の要綱・要領やQ&A(「生産性向上のヒント集」)、申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- 最低賃金特設サイト**  
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



### お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号: 0120-366-440 (受付時間 平日 8:30~17:15)

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)です

## 福岡県特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数（推定値）

産 業		平成 29 年 12 月 1 日	平成 30 年 12 月 1 日	令和元年 12 月 1 日	令和 2 年 12 月 1 日	令和 3 年 12 月 1 日	令和 4 年 12 月 1 日	令和 5 年 12 月 1 日
製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	適用使用者数	55	47	43	42	43	43	34
	適用労働者数	7,300	7,200	7,000	6,900	6,970	6,970	6,290
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	適用使用者数	559	612	624	617	618	622	475
	適用労働者数	21,100	21,200	21,300	20,600	21,520	22,080	17,770
輸送用機械器具製造業	適用使用者数	216	244	254	256	257	259	225
	適用労働者数	22,800	22,200	23,000	22,900	22,800	22,490	26,860
百貨店，総合スーパー	適用使用者数	72	92	91	92	91	91	73
	適用労働者数	17,400	15,200	15,400	16,000	15,120	15,000	13,200
自動車（新車）小売業	適用使用者数	777	799	808	806	803	804	683
	適用労働者数	10,000	9,500	9,600	9,600	9,550	9,560	9,780

(注) 適用労働者数は、1の位を四捨五入している。



## 日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて

「新産業分類」が、令和6年4月1日に施行

## &lt;旧産業分類&gt;

中分類	小分類	細分類	項目名
09			食料品製造業
	095		糖類製造業
56			各種商品小売業（従業者が常時50人未満のもの）
	561	5611	百貨店，総合スーパー
	569	5699	その他の各種商品小売業
58			飲食料品小売業
	589	5891	コンビニエンスストア
60			その他の小売業
	603	6031	ドラッグストア
	609	6091	ホームセンター



## &lt;新産業分類&gt;

中分類	小分類	細分類	項目名	変更内容
09			食料品製造業	
	095		砂糖・でんぷん糖類製造業	名称変更
56			各種商品小売業	
	561	5611	百貨店	「百貨店，総合スーパー」を分割して新設
	562	5621	総合スーパーマーケット	
	563	5631	コンビニエンスストア	移動
	564	5641	ドラッグストア	移動
	565	5651	ホームセンター	移動
	566	5661	均一価格店	新設
	569	5699	その他の各種商品小売業	名称変更

## &lt;旧産業分類&gt;

5611「百貨店，総合スーパー」 - 分割して新設

## &lt;新産業分類&gt;

5611「百貨店」

5621「総合スーパーマーケット」

「改正意向表明」及び「改正申出書」には、旧産業分類の件名、  
百貨店，総合スーパー

を記載する。

金額審議における改正金額の答申文の別紙において、新産業分類の件名、  
百貨店，総合スーパーマーケット

を記載する。



## 福岡地方最低賃金審議会運営規程

第1条 福岡地方最低賃金審議会（以下「審議会」という。）の議事運営は、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び最低賃金審議会令（昭和34年政令第163号、以下「審議会令」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたとときのほか、福岡労働局長（以下「局長」という。）又は5人以上の委員、若しくは労働者代表委員、使用者代表委員及び公益代表委員各1名以上を含む3人以上の委員から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 前項の規定により局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、局長に通知するものとする。

第3条 会長は、審議会の議決により特定の事案について事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため委員を指名して小委員会等を設けることができる。

第4条 委員は、会長が必要があると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項において同じ。）を利用する方法によって会議に出席することができる。

- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議への出席は、審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ会長に適当な方法で通知しなければならない。

第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。

3 審議会は、会長が必要があると認めるときは、委員でない者の説明又は意見を聴くことができる。

第6条 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

第7条 会議の議事については、議事録を作成し、議事録には、会長及び会長の指名した委員2人が署名するものとする。

2 議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは、団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録及び会議の資料の一部又は全部を非公開とすることができる。

3 議事録を非公開とする場合には、議事要旨を作成し公開するものとする。

第8条 会長は、審議会が議決を行ったときは、答申書又は議決書をそれぞれ議事録の写しを付してその都度局長に送付するものとする。

第9条 この規程に定めるもののほか、小委員会等の議事運営に関し必要な事項は、小委員会等の長が当該小委員会等に諮って定める。

第10条 この規程の改廃は、審議会の議決に基づいて行う。

附 則 この規程は、令和3年3月16日から施行する。



## 令和5年度福岡地方最低賃金審議会 開催日程表(実績)

6月29日	木		
6月30日	金	中賃目安諮問	
7月1日	土		
7月2日	日		
7月3日	月		
7月4日	火		
7月5日	水		
7月6日	木	【第1回公益】(9:30~) 【第1回本審】(10:00~) 【第1回連小】(11:30~)	新館4階監督課相談室 本館1階九州経産局会議室 本館1階九州経産局会議室
7月7日	金		
7月23日	日		
7月24日	月		
7月25日	火	【第2回本審】(9:30~) 県最賃関係労使意見聴取	新館4階 労働大会議室
7月26日	水		
7月27日	木		
7月28日	金	【第3回本審】(15:00~) 特定必要性諮問など / 中賃目安答申	新館4階 労働大会議室
7月29日	土		
7月30日	日		
7月31日	月		
8月1日	火	公益委員会(専門部会 13:00~), (県最賃)(専門部会 13:30~)	本館5階 共用第3会議室, 本館5階 共用第4会議室
8月2日	水	(県最賃)(専門部会 13:30~)	本館5階 共用第4会議室
8月3日	木		
8月4日	金		
8月5日	土		
8月6日	日		
8月7日	月	(県最賃)(専門部会 9:00~)	本館5階 共用第4会議室
8月8日	火		
8月9日	水		
8月10日	木	(県最賃)(専門部会 13:00~) 【第4回本審】(15:00~) ( 県最賃答申の場合、当日中公示、異議審:8/28,効力発生:10/6)	本館5階 共用第4会議室 新館3階 共用C会議室
8月11日	金		
8月20日	日		
8月21日	月		
8月22日	火	【第5回本審】(9:00~)特定最賃関係労使意見聴取 特定最賃必要性答申、特定最賃改定諮問	新館4階 労働大会議室
8月23日	水		
8月24日	木		
8月25日	金		
8月26日	土		
8月27日	日		
8月28日	月	【第6回本審】(11:00~) 県最賃異議申出諮問、答申 ( 当日午前までに答申に至った場合の効力発生:10/6)	新館3階 共用大会議室A・B
8月29日	火		
8月30日	水		
9月10日	日		
9月11日	月		
9月12日	火	特定最賃(公益部会 (合同会議)(9:00~)) 特定最賃(専門部会 (合同会議)(9:30~))	新館4階 労働大会議室 新館3階 共用ABC会議室
9月13日	水		
9月14日	木		
9月15日	金		
9月16日	土		
9月17日	日		
9月18日	月		
9月19日	火		
9月20日	水		
9月21日	木		
9月22日	金	(電機)10:00~	新館3階 共用A会議室
9月23日	土		
9月24日	日		
9月25日	月	(百貨)10:00~	本館5階 共用第4会議室
9月26日	火	(車小売)10:00~、(輸送)13:00~、(鉄鋼)15:30~	本館5階 共用第4会議室
9月27日	水	(電機)13:30~	本館5階 共用第4会議室
9月28日	木	(百貨)13:00~	本館5階 共用第4会議室
9月29日	金	(鉄鋼)13:00~	本館5階 共用第4会議室
9月30日	土		
10月1日	日		
10月2日	月		
10月3日	火	(百貨)10:30~(百貨で結審のため、開催せず)	新館4階 労働大会議室
10月4日	水	(輸送)13:00~、(車小売)15:00~	本館5階 共用第4会議室
10月5日	木	(鉄鋼)10:00~、(電機)13:00~	本館5階 共用第4会議室
10月6日	金	(車小売)10:00~、(輸送)15:00~	新館4階 労働大会議室
10月7日	土		
10月15日	日		
10月16日	月	【第7回本審】(13:00~) 特賃答申(全ての業種で全会一致で結審のため、開催せず)	本館5階 共用第4会議室
10月17日	火		
10月26日	木		
10月27日	金	【第7回本審】(10:00~) 特賃異議審(全ての業種で異議はなく、開催せず)	本館5階 共用第4会議室
10月28日	土		
3月13日	水		
3月14日	木	【第4回公益】(14:30~) '予定' 【第7回本審】(15:30~) 特定最賃改正意向表明説明 '予定'	新館4階 労働大会議室 本館5階 共用中A B 会議室
3月15日	金		
3月16日	土		